

号外第5 (令和3年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- | | | |
|---|--|---|
| △ | 横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育運営課】 | 2 |
|---|--|---|

規 則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第22号

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則（平成27年3月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「62,550円」を「62,420円」に、「56,310円」を「56,190円」に、「77,100円」を「76,940円」に、「70,840円」を「70,690円」に、「131,730円」を「131,460円」に、「125,490円」を「125,230円」に、「215,050円」を「214,610円」に、「208,810円」を「208,390円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則別表第1の規定は、令和2年4月1日以後に行った子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育に要する費用の額の算定から適用する。